

介護援助制度

L 会員

S 会員

同居の家族に介護が必要になったときに、介護保険が適用された費用の一部を補助する制度です。

共済会会員本人の同居家族（2 親等以内）が居宅もしくは通所での介護サービス（介護保険適用）を利用した場合その費用の一部を補助します。（会員本人が費用を負担している実父母は別居でも可）

【給付対象】

● 会員本人の同居家族（2 親等以内）が居宅もしくは通所での介護サービス（介護保険適用）を利用した場合。

- ・ 会員本人が費用を負担している実父母は別居でも可
- ・ 介護する責任の所在によって、2 親等以内別居家族も対象とする場合があります。（共済会へご相談ください）

※ 病院に入院もしくは特別養護老人ホーム、有料老人ホーム等に入居しているなど自宅に居住していない場合は対象外となります。

※ 介護サービスのうちキャンセル代、レンタル代、物品購入代等、介護サービスに直接関わらないものおよび 2 週間（13泊14日）を超える連泊費は対象外となります。

【利用補助額】 介護費用の 50%

- ・ 1 日 5,000 円限度
- かつ 1 年間（申請日が 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日）15 万円限度

【証明書類】

① 領収書および利用明細書のコピー（以下の記載が必要です）

- ・ 介護保険が適用されていること
- ・ 利用日および 1 日あたりの金額
- ・ 別居家族の場合は「会員本人のフルネーム」の宛名

② 介護保険証のコピー

※ ①、②は申請の都度提出が必要です。

- 同一世帯に複数の会員がいる場合も介護サービス 1 回の利用につき 1 回の申請となります。（同じ領収書を複数回利用することはできません。）
- 給付申請は領収書発行日から 1 年です。



承認ワークフローで申請

承認ワークフロー対象外企業にご所属の方は表紙のQRコードから共済会へ申請書とチェックシートを請求し、証明書類を添えて共済会に提出。